

# 兵庫県公報

平成25年2月5日 火曜日 第2463号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 平成24年度農用地土壌汚染調査測定の結果（農業改良課）	1
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 飼料の試験結果の概要（畜産課）	3
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	3
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	8
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	11
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	12
<b>公 告</b>	
○ 平成25年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」企画提案コンペの実施（広報課）	12
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告（税務課）	14
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	14
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	16
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	20
<b>企業庁公告</b>	
○ 入札公告	22
<b>内水面漁場管理委員会公告</b>	
○ 漁業法に基づく公聴会の開催	25
<b>警察本部公告</b>	
○ 入札公告	27

## 告 示

### 兵庫県告示第138号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第12条の規定により、平成24年度農用地土壌汚染調査測定の結果を次のとおり公表する。

平成25年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

地域名	市町名	調査地点数	玄米中カドミウム濃度（ppm）			濃度別地点数	
			最高	最低	平均	0.4ppm超	0.4ppm以下

生 野 鉾 山 周 辺	姫路市	1	—	—	0.13	0	1
	神崎郡 神河町	4	0.24	0.02未満	0.12	0	4
	同 郡 市川町	2	0.50	0.19	0.35	1	1
	同 郡 福崎町	3	0.15	0.04	0.11	0	3
	朝来市	3	0.22	0.02	0.09	0	3
	養父市	1	—	—	0.05	0	1
計		14				1	13

(注) 本調査は、農用地土壌汚染調査測定のために実施する立毛調査（収穫前には場の中心部及びその他4地点に生育している稲を採取して行う調査）である。

なお、玄米中カドミウム濃度0.4ppm超を検出したほ場の米については、食品衛生法に基づく検査を実施し、基準を満たしていることを確認した。



**兵庫県告示第139号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成25年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**本郷土地改良区**

退任役員

役員の区分  
監 事

氏 名  
細 見 日出夫

住 所  
篠山市本郷892番地



**兵庫県告示第140号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成25年1月24日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成25年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村災害対策整備事業	神出岩岡地区（筒井藤左衛門池）	平成25年2月5日から 同 月25日まで	神 戸 市 西 区 役 所



**兵庫県告示第141号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成25年1月25日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成25年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
経営体育成基盤整備事業	寺谷地区	平成25年2月5日から 同 月25日まで	神戸市 西区役所



**兵庫県告示第142号**

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項の規定により、平成24年10月から平成24年12月に収去した飼料の試験結果の概要は次のとおりである。

平成25年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要						違反の内容
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	
日和産業株式会社神戸工場 神戸市東灘区	同左	ニチワ印成鶏飼育用配合飼料 ニュースター	平成24.12	18.51	6.48	3.38	14.43	3.58	0.52	無
		大和肉鶏仕上げ	平成24.12	20.21	6.33	3.05	4.63	0.88	0.54	無
豊橋飼料株式会社姫路工場 姫路市	同左	マルト子豚育成用配合飼料 リニアC-S	平成24.11	16.28	4.64	2.47	4.07	0.67	0.41	無
		マルト成鶏用配合飼料 ナイス18M	平成24.11	18.26	6.60	2.38	10.86	3.50	0.48	無

2 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験項目	違反の内容
国際飼料工業株式会社 神戸市西区	同左	全酪エナジー120	平成24.11	動物性飼料-牛由来DNA	無
ユーア化学工業株式会社小野工場 小野市	同左	PESII	平成24.11	同上	無
吉田商事株式会社 南あわじ市	同左	ハーブP-01	平成24.10	同上	無



**兵庫県告示第143号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成25年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林の所在場所  
美方郡香美町香住区余部字サンジ真奥2814、2814の1、2815、字コツトリ2816、2816の1、字寄合畑2817、2817の1
  - 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第144号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市森字滝43、44、44の1、45、字イノ谷59、59の1、60の1、60の2、61の1から61の5まで、62、63、字ラク山746
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字滝43・44・字イノ谷59の1・63・字ラク山746（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第145号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市三谷字モロス5の4、5の5、5の7、5の26、5の45から5の50まで、5の58、森字津谷北側1の2・1の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第146号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

養父市船谷字ケサカ125、字大谷127の1、字足谷128の1、字アマギ129の1、字脇谷149の1、149の4、149の5

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第147号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

養父市十二所字岩ケ鼻1の1、畑字平石7の1、7の4、7の5、字柳サコ14の1、16の1

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第148号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市大藪字下モ山1の3
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第149号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市口米地字曲り36の1から36の4まで、字ビシヤゴ岩37の1から37の4まで、字タケノ内38の1から38の3まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第150号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市佐囊字テンボウ3169、3169の2、3169の3、字コド石207の5、207の6、207の8、207の9、207の11、208の1から208の5まで、209、字向山224の1、224の7、225の1から225の3まで、226の1、227の1、228の2
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第151号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。  
平成25年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市岩津字黒滝101の2、102の2、103、104
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第152号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。  
平成25年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市大塚字村奥58の2、59の1、59の2
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第153号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

養父市大塚字池ヶ谷43の1、43の2、43の6、44から50まで、51の1、52、字日蔭山54、55、字伊勢山57、字村奥58、58の1、字石ヶ谷64の1、65、字堤谷68、字三月野229の1から229の5まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字三月野229の1から229の5まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第154号

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成25年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

商号又は名称及び代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因となった事実	取消年月日
			区分	種類		
(株)デジタルアライアンス (代)有本 哲也	神戸市東灘区向洋町中6-9	般-22 第115690号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年11月9日
日亜建材(株) (代)細島 修	同 市灘区岩屋北町3-3-4	般-24 第108269号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月20日
(株)シンワエンジニアリング・サービス (代)望月 真巳	同 市中央区脇浜町2-7-5	般-22 第115703号	一般	機械器具設置工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年7月31日

(株)ティー・ピー・アイ 代奥川 博幸	同 市同 区下山手通 3-1-13	般-22 第111964号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年9月28日
(株)LEN. corporation 代宮島 茂	同 市同 区吾妻通1 -2-27-4C	般-22 第115824号	一般	土木工事業、造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年11月9日
下山工務店 代下山 和夫	同 市兵庫区浜山通3 -6-9	般-19 第102978号	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年10月31日
トキミ産業 代飯田 博	同 市長田区東池尻町 2-12-11	般-21 第115570号	一般	建具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年5月31日
(有)松田塗装工業所 代川上 武夫	同 市同 区大谷町3 -14-48	般-19 第112816号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年10月24日
吉川工業 代吉川 周蔵	同 市垂水区名谷町字 向井畑3534-5	般-20 第115240号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年2月28日
(株)三橋工務店 代三橋 建一	同 市同 区星陵台5 -2-1	般-22 第104491号	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年10月31日
親和商会 代山本 京平	尼崎市食満3-3-1	般-19 第203575号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年6月3日
橋本組 代植村 利夫	同 市南武庫之荘4- 3-3	般-22 第218128号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年7月11日
(株)ボンテック 代入江 弘明	同 市南武庫之荘3- 35-1-202	般-19 第217619号	一般	機械器具設置工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年11月9日
(株)マスダ建築 代榊田 龍二	同 市武庫元町2-16 -14 元町ビル2階	般-19 第217598号	一般	大工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月14日
(株)アンビエンテ 代井上 恵子	西宮市中前田町1-25 -303	般-23 第211116号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月20日
希和工業(株) 代水草 敏一	宝塚市すみれガ丘2- 2-1-311	般-19 第215318号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成22年8月31日
(株)延命寺商店 代原 英司	同 市南口2-11-2	般-23 第201293号	一般	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年7月11日
(株)内外緑建 代阪上 宗佑	同 市山本丸橋1-5 -14	般-22 第209289号	一般	土木工事業、石工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年9月22日
(株)ユニライフ 代月山 貴行	同 市光明町23-23 サニーヴィラ小林2F	般-22 第216316号	一般	石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年11月15日
(有)ハウスカンパニー 代岩井 稔	川西市平野3-2-5	般-21 第301371号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同

メイビ工務店 (代)西山 清次	明石市大久保町松陰24—7	般-23 第405772号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年7月2日
榊宮下組 (代)宮下 修一	加古川市上荘町都染714—2	般-22 第400475号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年3月31日
サンユウ企画(株) (代)北口 淳二	同 市西神吉町岸497—4	般-19 第406761号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年9月26日
榊モノポリス森下組 (代)森本 和彦	同 市野口町野口134—10	般-21 特-23 第403352号	特定	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年10月1日
榊栄設備 (代)東本 文夫	同 市平岡町中野677—1	般-21・24 特-23 第404052号	特定	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月29日
陵神電気設備(株) (代)芝野 勝宣	同 市加古川町中津566—6	特-20 第406032号	特定	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月31日
南佐藤工業 (代)佐藤 高男	高砂市伊保崎4—10—25	般-21 第406107号	一般	土木工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年12月31日
佐々木興業 (代)佐々木 正典	同 市竜山1—5—4	般-20 第405321号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年3月31日
中務建設(株) (代)中務 慎一	同 市緑丘2—4—8	般-22 第402261号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年9月5日
榊加納工務店 (代)加納 基宏	同 市荒井町扇町10—23	般・特-22 第401026号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年10月3日
山下建設 (代)山下 登也	同 市松陽3—3—2	特-23 第402504号	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月29日
南朝日建設 (代)杉本 光明	加古郡播磨町野添城3—6—25	般-21 第405606号	一般	土木工事業、建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年4月18日
南西山工業所 (代)西山 樹	西脇市坂本50—1	般-20 第353372号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業	建設業の廃業 (全部廃業)	同 年11月12日
誠和鋼板(株) (代)橋田 誠道	三木市志染町吉田865—4	般-22・24 特-22 第353216号	特定	鋼構造物工事業	建設業の廃業 (一部廃業)	同 年10月1日
榊上月組 (代)長谷川 一利	小野市浄谷町1075—2	般-23 第350004号	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃業 (全部廃業)	同 年9月30日
石野電気商会 (代)石野 昭	加西市西谷町9—1	般-23 第352453号	一般	土木工事業、電気工事業、管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業	建設業の廃業 (全部廃業)	同 月24日
飯田石材 (代)飯田 寿	同 市北条町古坂3—35	般-24 第353328号	一般	造園工事業	建設業の廃業 (一部廃業)	平成24年10月16日
バンテック (代)村上 貢	多可郡多可町加美区豊部1676	般-22 第353654号	一般	土木工事業、管工事業	建設業の廃業 (全部廃業)	同 年9月13日
柴田建設(株) (代)柴田 芳宏	姫路市手柄2—46	特-19 第460437号	特定	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月30日

建増(株) 代増田 雅也	同 市土山2-13-26	般-22 第460805号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年10月9日
榊明城建設 代前田 和博	同 市田寺東2-23-18	般-19 第458121号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月31日
榊山村設備商会 代山村 公至	同 市白浜町2154	般-23 第450088号	一般	水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年11月8日
AKI工建 代宮本 曜嘉	同 市保城356-2	般-19 第459394号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月27日
榊前田組 代前田 岩次	神崎郡福崎町高橋610-2	般-22 第456755号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年9月30日
浜田工業(株) 代濱田 俊昭	たつの市揖西町龍子1	般-19 第550385号	一般	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年12月28日
前川組 代前川 義和	同 市神岡町西島井196-9	般-21 第503108号	一般	大工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年9月30日
富士建設 代中村 昌子	揖保郡太子町鶴1122-5	般-23 第503025号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月13日
西播磨建友事業 (同) 代矢能 一貴	佐用郡佐用町東徳久1768-1	般-22 第551332号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年7月31日
榊ワークス山根 代山根 正和	豊岡市庄境1081-1	般-22・24 第651170号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年10月31日
太田垣アルミ 代太田垣 孝雄	同 市昭和町7-24	般-22・23 第650733号	一般	板金工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業、建具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年11月11日
南サカオカホーム 代坂岡 要一	同 市但東町小谷338-1	般-23 第651301号	一般	ガラス工事業、建具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月14日
榊中島工務店 代中島 晃	朝来市和田山町高田397-2	般-22 第600895号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年10月26日
上山建設(株) 代雪岡 尚弘	篠山市中野45	般・特-22 第751681号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月22日
榊ユウター興産 代上山 珠恵	同 上	般・特-24 第752020号	一般	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月26日
南荻野商店 代荻野 謙	丹波市山南町小野尻269	般-23 第752195号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年9月30日
水上土建工業(株) 代足立 太	同 市青垣町小倉725-4	般-22 第752007号	一般	管工事業、造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年10月25日
宮崎工務店 代宮崎 正郎	南あわじ市福良乙657	般-19 第800530号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年11月6日



兵庫県告示第155号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年2月5日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年2月5日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月5日

兵庫県知事 井戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 尾崎志筑線	淡路市尾崎字大松ノ下4366番8から 同 市尾崎字宮川1706番6まで	旧	5.0から 15.0まで	206.0	
	淡路市尾崎字大松ノ下4370番1から 同 市尾崎字宮川1706番6まで	新	11.0から 16.0まで	182.0	



**兵庫県告示第156号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年2月5日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年2月5日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 福良江井岩屋線	淡路市尾崎字大松ノ下4362番から 同 市尾崎字大松ノ下4374番3まで	旧	6.0から 21.0まで	137.0	
		新	7.0から 36.0まで	135.0	

**公 告**

**平成25年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」企画提案コンペの実施**

平成25年度「県民だよりひょうご」の編集、印刷、配布及び広告掲載業務の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成25年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 趣旨

平成25年度「県民だよりひょうご」について、「見やすく、美しく、分かりやすく、手にとって読みたくなる、読んで役に立つ」広報紙づくりをするため、企画提案コンペを実施する。

2 企画提案コンペの概要

(1) 名称

平成25年度「県民だよりひょうご」企画提案コンペ

(2) 方法

紙面構成等の企画提案を求める。

(3) 提案対象

タブロイド判6ページの作品（1・4・5・8面カラー、2・3面モノクロ）

(4) 主催者及び事務局

ア 主催者

兵庫県（以下「県」という。）

イ 事務局

兵庫県企画県民部広報課地域広報係（以下「事務局」という。）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁第2号館4階）

電話（078）362-3019 F A X（078）362-3903

### 3 応募者の資格

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 文章、デザイン（レイアウト）、写真等の全てにわたって質の高い紙面を作成できること。
- (2) 245万8000部の編集、印刷、配布、広告掲載及び増刷号17万部の編集、印刷、広告掲載ができること。また、世帯数の自然増等による発行部数の増加が生じても、契約金額の増額を伴うことなく、直ちに増刷・配布等の対応ができること。
- (3) 県政や県内の地域事情に詳しく、常に連絡可能なスタッフを配置できること。
- (4) 広報紙制作上必要な歴史的な写真や資料等を提供できること。
- (5) 業務内容について守秘義務を遵守できること。
- (6) 災害等の緊急時には臨機の紙面差し替えを含め、「県民だよりひょうご」の発行を優先したスタッフ体制の確保ができること。
- (7) 文章、図の作成、写真のトリミング、レイアウトの変更等は、広報課が了解するまで何度でも（募集要項の別紙制作工程例にかかわらず）できること。また、紙面で使用した写真については、肖像権等の問題がある場合を除き、県が発行する印刷物等に自由に使用できるよう電子データで納品すること。
- (8) 発行後、速やかに紙面を指定する電子ファイル形式にして提供できること。
- (9) その他「県民だよりひょうご」の発行に関し、広報課の指示に柔軟に対応できること。

### 4 応募手続

#### (1) 募集要項の配布及び応募受付

##### ア 配布及び受付期間

平成25年2月5日（火）から同月22日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時（2月22日（金）は午後2時）まで（正午から午後1時までを除く。）

##### イ 配布方法

募集要項は事務局において配布する。

##### ウ 受付方法

事務局に持参すること。

#### (2) 募集要項の内容に関する質疑及び回答

##### ア 質疑の方法

事務局に郵送し、又は持参すること（募集要項の様式1）。

##### イ 質疑受付期間

平成25年2月5日（火）から同月12日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### ウ 回答

平成25年2月15日（金）までに質疑者へ回答する。

### 6 応募図書等

#### (1) 応募図書

##### ア 応募申込書（募集要項の様式2）

##### イ 会社概要（制作、印刷、配布に関わる会社全てのもの）

##### ウ スタッフ略歴

##### エ 企画作品兼刷見本（11部）

##### オ 企画説明書（11部。A4縦）

##### カ 制作費見積書及び広告料納入見積書

##### キ 実際の配布に係る経由・期間等を明記した作業工程書（平成25年6月号）

その他審査の必要上、後日、追加の資料を求めることがある。

#### (2) 応募図書の著作権の帰属

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

#### (3) 応募図書の提出後の取扱い

ア 応募図書は、非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公開する。

イ 応募図書は、返却しない。

- 7 応募に要する費用  
 応募に要する費用は全て応募者の負担とする。
- 8 当選者の決定及び発表の方法
  - (1) 審査及び選考方法
    - ア 応募時に書面の形式審査を行い、不備のあるものは受け付けない。  
 なお、応募者は提出に先立ち、応募図書を持参し形式についての事前審査を受けることができる。
    - イ 選考委員会において審査の上、最も優れた企画提案を選ぶこととする。  
 なお、上位候補者に対し、ヒアリングを行うことがある。
    - ウ 県は、選考委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。
  - (2) 当選者等の通知  
 応募者全員に、応募件数、応募者及び当選者の名称を文書で通知する。
- 9 当選者の当選後の取扱い  
 所定の手続を経た後、当選者に平成25年度「県民だよりひょうご」通常号の編集、印刷、配布、広告掲載業務及び増刷号の編集、印刷、広告掲載業務を委託する。
- 10 その他の応募条件等  
 「県民だよりひょうご」企画提案コンペ募集要項による。



**軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告**

次に掲げる免税軽油使用者証及び免税証は、紛失の日から無効とする。

平成25年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局	紛失年月日
船舶	A2250	平成26年3月14日	神戸市	神戸県民局	平成24年11月10日

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付県民局	紛失年月日
100 リットル 券	農業	H14 3681861 ～ H14 3681875	平成25年 3月14日	15	明石市大久保町高丘7丁目8 —69—402 坂本次夫	神戸 県民局	平成24年 11月10日
50 リットル 券	同上	H14 3681884 ～ H14 3681895	同	12	同 上	同上	同
10 リットル 券	同上	H14 3681956 ～ H14 3681995	同	40	同 上	同上	同



**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成25年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 入札に付する県有地  
 売払物件

物件 番号	所在地	面積 (㎡)	地目
26	神戸市須磨区白川台三丁目38番62	1,403.15	宅地
27	神戸市北区西大池二丁目2番4	2,910.76	宅地
28	赤穂市農神町6番44ほか	132.20	宅地
29	赤穂市農神町6番26ほか	136.82	宅地
30	豊岡市日高町岩中字荒田697番2	297.18	宅地
31	淡路市志筑字傍示110番1	1,654.80	宅地

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年間を経過しない者  
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
 イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
 ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者  
 エ 上記アからウのいずれかに該当する事実があつた後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくとおる破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

## 3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
 兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係

## 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所  
 前記3に同じ。
- (2) 配布期間及び申込期間  
 平成25年2月5日（火）から同月27日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで



の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成25年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 イオンモール姫路大津  
 所在地 姫路市大津区大津町二丁目5番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 三井住友信託銀行株式会社  
 住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
 代表者の氏名 常 陰 均
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称
    - ア 変更前  
 イオン姫路大津ショッピングセンター
    - イ 変更後  
 イオンモール姫路大津
  - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
 名称 住友信託銀行株式会社  
 住所 大阪府中央区北浜四丁目5番33号  
 代表者の氏名 常 陰 均
    - イ 変更後  
 名称 三井住友信託銀行株式会社  
 住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
 代表者の氏名 常 陰 均
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	村 井 正 平
上新電機株式会社	大阪府浪速区日本橋西一丁目6-5	金 谷 隆 平
株式会社ビヨンクール	大阪府中央区東心斎橋1-5-9	荒 井 正 敏
外55者		
    - イ 変更後
 

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	村 井 正 平
上新電機株式会社	大阪府浪速区日本橋西一丁目6番5号	中 嶋 克 彦
岡野食品産業株式会社	姫路市御国野町国分寺391番地	岡 野 吉 純
外55者		
  - (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ア 変更前
 

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前9時(ただし、年間30日は午前8時)	翌午前0時
その他	午前9時	
    - イ 変更後
 

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻

イオンリテール株式会社 その他	午前 7 時	翌午前 0 時
--------------------	--------	---------

- (5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - ア 変更前  
午前 8 時30分から翌午前 0 時30分まで（ただし、年間30日は午前 7 時30分から翌午後 0 時30分まで）
  - イ 変更後  
午前 6 時30分から翌午前 0 時30分まで

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗の名称  
平成23年11月21日
- (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成24年 4 月 1 日
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成24年 6 月28日ほか
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
平成24年12月29日
- (5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
平成24年12月29日

5 届出年月日

平成24年12月25日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
平成25年 2 月 5 日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成25年 6 月 5 日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成25年 2 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 イオンモール姫路リバーシティー  
所在地 姫路市飾磨区細江520ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 シキボウ株式会社  
住所 大阪府中央区備後町三丁目 2 番 6 号  
代表者の氏名 能 條 武 夫

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

姫路リバーシティーショッピングセンター

イ 変更後

イオンモール姫路リバーシティー

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 シキボウ株式会社

住所 大阪市中央区備後町三丁目2番6号

代表者の氏名 飛 谷 高 照

イ 変更後

名称 シキボウ株式会社

住所 大阪市中央区備後町三丁目2番6号

代表者の氏名 能 條 武 夫

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオン株式会社	千葉県美浜区中瀬1-5-1	岡 田 元 也
日本トイザラス株式会社	川崎市幸区堀川町580	田 崎 学
株式会社コンフェクショナリーコトブキ 外75者	尼崎市水堂町4丁目1-5	細 谷 俊 雄

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	村 井 正 平
日本トイザラス株式会社	川崎市幸区大宮町1310番地	モニカ・メルツ
株式会社クボ 外87者	福岡市東区美和台三丁目13番8号	久 保 光 史

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前9時(ただし、年間30日は午前8時)	午後11時
その他	午前9時	

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前7時	午後11時
その他		

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前8時30分から午後11時30分まで(ただし、年間30日は午前7時30分から午後11時30分まで)

イ 変更後

午前6時30分から午後11時30分まで

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称

平成23年11月21日

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成24年6月28日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成24年11月21日ほか

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
平成24年12月29日

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
平成24年12月29日

5 届出年月日  
平成24年12月25日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間  
平成25年2月5日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限  
平成25年6月5日

(2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成25年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン姫路店  
所在地 姫路市増位本町二丁目12番10号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 みずほ信託銀行株式会社  
住所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
代表者の氏名 野中隆史

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前  
姫路サティ  
イ 変更後  
イオン姫路店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前	名称	住所	代表者の氏名
	株式会社マイカル	大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号	松井博史
	株式会社三城	東京都中央区銀座2-7-17	多根裕詞
	株式会社スイートガーデン	京都市中京区烏丸通五条下る大坂町400番地	小池和則
	外23者		

## イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	村 井 正 平
株式会社三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	加 賀 純 一
株式会社ミヤコ 外16者	加古川市加古川町篠原町二丁目13番4号	貴伝名 慧

## (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

## ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前9時（ただし、年間31日は午前8時）	午後11時
その他		午後9時

## イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前7時	午後11時
その他		午後9時

## (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

## ア 変更前

午前7時30分から翌午前0時まで

## イ 変更後

午前6時30分から翌午前0時まで

## (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

## ア 変更前

午前7時から午後9時まで

## イ 変更後

午前6時から午後9時まで

## 4 変更年月日

## (1) 大規模小売店舗の名称

平成23年3月1日

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成24年8月20日ほか

## (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成24年12月29日

## (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成24年12月29日

## (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

平成24年12月29日

## 5 届出年月日

平成24年12月25日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課

## (2) 縦覧期間

平成25年2月5日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

平成25年6月5日

## (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 企業庁公告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年2月5日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 高井 芳朗

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

水道用及び工業用水道用薬品の購入

## (2) 品目及び数量

ア 次亜塩素酸ナトリウム	1,626,000キログラム
イ ポリ塩化アルミニウム	5,616,000キログラム
ウ ドライ粉末活性炭(5%WE T)	514,000キログラム
エ 粉末活性炭(50%WE T)	89,000キログラム
オ 液体苛性ソーダ	431,000キログラム

## (3) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

数量は、浄水処理水量及び水質等により変動することがある。

## (4) 納入期間

平成25年4月1日(月)から平成26年3月31日(月)まで  
各納入場所からの指示により随時納入すること。

## (5) 納入場所

多田浄水場(川西市多田院字巖陰6-3 猪名川広域水道事務所)

神出浄水場(神戸市西区神出町田井字長原3-1 東播磨利水事務所)

中西条浄水場(加古川市八幡町中西条739 東播磨利水事務所)

三田浄水場(三田市西野上字上通り152 北摂広域水道事務所)

船津浄水場(姫路市船津町字平田4552-1 姫路利水事務所)

市川工業用水道管理所(姫路市飾磨区妻鹿甲の甲ヶ山394-13 姫路利水事務所)

## (6) 入札方法

上記(2)アからオまでのそれぞれの物品ごとに入札に付する。

なお、入札金額は、各物品の1キログラム当たりの単価とし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)(以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。

(3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、

契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。)

### 3 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付期間及び契約条項を示す期間  
平成25年2月5日(火)から同月19日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企業庁水道課 担当 西川  
電話 (078) 341-7711 内線5438

### 4 入札参加の手続

本件入札に参加を希望する者は、入札参加申込書(以下「申込書」という。)を次に定めるところに持参により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期間  
平成25年2月6日(水)から同月19日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 提出場所  
前記3(2)に同じ。

### 5 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時

ア 次亜塩素酸ナトリウム	平成25年3月22日(金)午後1時30分
イ ポリ塩化アルミニウム	平成25年3月22日(金)午後2時
ウ ドライ粉末活性炭(5%WE T)	平成25年3月22日(金)午後2時30分
エ 粉末活性炭(50%WE T)	平成25年3月22日(金)午後3時
オ 液体苛性ソーダ	平成25年3月22日(金)午後3時30分
- (2) 入札及び開札の場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁西館 5階会議室
- (3) 入札の方法  
上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成25年3月21日(木)午後5時までに、前記3(2)の場所に必着のこと。
- (4) 入札保証金  
契約希望金額(入札書記載金額に前記1(2)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年3月19日(火)午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県(企業庁)を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (5) 契約保証金  
契約金額(落札価格に前記1(2)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県(企業庁)を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (6) 入札者に求められる義務
  - ア 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品を納入できることを証明する書類を平成25年2月19日(火)午後5時までに提出すること。
    - (イ) 卸売業者又は小売業者が入札参加希望の場合  
前記1(2)の各物品の製造業者との間の取引を証明できる書類(製造業者の代理店証明等の原本(証明書発行権限がある者の記名押印があること。))
    - (ロ) 製造業者が入札参加希望の場合  
前記1(2)の各物品の製造を証明できる書類
  - イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (7) 入札に関する条件

- ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。
- イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までには納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成25年4月1日(月))までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。
- キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者宛ての委任状を提出すること。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
  - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。
- サ 落札金額が200万円(消費税込)を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

## (8) 無効とする入札

- ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。
- ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

## (9) 落札者の決定方法

- ア 入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、企業庁会計規程(昭和54年企業庁管理規程第2号)第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
  - なお、入札書を郵送した者にあつては、入札立会人がくじを引くこととする。
  - また、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

## (10) 契約書の作成の要否

要作成

## 6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があつた後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。
- (3) 契約代金の支払に当たっては、契約希望金額に指示した数量を乗じた金額をその都度支払うものとする。
- (4) 詳細は入札説明書による。
- (5) 問合せ先  
前記3(2)に同じ。

## 7 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Yoshiro Takai, Superintendent of Public Enterprises of Hyogo Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased:
  - a. 1,626,000kg of sodium hypochlorite

- b. 5,616,000kg of polyaluminum chloride
- c. 514,000kg of activated carbon powder (5%WET contained)
- d. 89,000kg of activated carbon powder (50%WET contained)
- e. 431,000kg of sodium hydroxide for drinking water treatment
- (3) Delivery period: From April 1, 2013 to March 31, 2014
- (4) Delivery places:  
 Tada Water Purification Plant (Inagawa Waterworks Office)  
 Kande Water Purification Plant (Higashi-Harima Water Utilization Office)  
 Nakasaijo Water Purification Plant (Higashi-Harima Water Utilization Office)  
 Sanda Water Purification Plant (Hokusetsu Waterworks Office)  
 Funatsu Water Purification Plant (Himeji Water Utilization Office)  
 Ichikawa River Industrial Waterworks Office (Himeji Water Utilization Office)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
 17:00 February 19, 2013
- (6) Deadline for tender: The following are deadlines which are specified respectively for each group of the products described in (2)  
 a. 13:30 March 22, 2013  
 b. 14:00 March 22, 2013  
 c. 14:30 March 22, 2013  
 d. 15:00 March 22, 2013  
 e. 15:30 March 22, 2013  
 Should tenders mail their bids, please make sure bids for all the items will arrive by 17:00 March 21, 2013
- (7) Person to contact concerning the notice:  
 Mr. Nishikawa, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government  
 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
 Tel (078)341-7711 extension 5438

内水面漁場管理委員会公告

兵庫県内水面漁場管理委員会公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。  
 なお、漁場計画案は平成25年2月5日から同月13日まで当委員会事務局及び各関係機関に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成25年2月5日

兵庫県内水面漁場管理委員会  
 会長 秋 武 宏

- 1 日時  
 平成25年2月13日（水） 午後1時30分から午後2時00分まで
- 2 場所  
 神戸市中央区下山手通6丁目3-28  
 兵庫県中央労働センター視聴覚室
- 3 案件  
 (1) 兵庫県内水面における共同漁業の免許の内容となるべき事項等について  
 (2) 兵庫県内水面における区画漁業の免許の内容となるべき事項等について
- 4 縦覧場所

縦覧場所	住所	電話番号
兵庫県内水面漁場管理委員会事務局	神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県農政環境部農林水産局水産課内	(078) 362-9231

神戸県民局	神戸市中央区中山手通6-1-1	(078) 361-8552
阪神北県民局 (阪神農林振興事務所)	三田市天神1-10-14	(079) 562-8849
東播磨県民局	加古川市加古川町寺家町天神木97-1	(079) 421-9162
北播磨県民局	加東市社字西柿1075-2	(0795) 42-9422
中播磨県民局	姫路市北条1-98	(079) 281-9295
西播磨県民局	赤穂郡上郡町光都2-25	(0791) 58-2204
但馬県民局 (但馬水産事務所)	美方郡香美町香住区香住1852-4	(0796) 36-1153
(朝来農林振興事務所)	朝来市和田山町東谷213-9	(079) 672-6877
丹波県民局	丹波市柏原町柏原688	(0795) 73-3793
神戸市役所	神戸市中央区加納町6-5-1	(078) 322-5358
姫路市役所	姫路市安田4-1	(079) 221-2474
尼崎市役所	尼崎市東七松町1丁目23番1号	(06) 6375-5639
明石市役所	明石市中崎1-5-1	(078) 912-1111
西宮市役所	西宮市六湛寺町10-3	(0798) 35-3151
伊丹市役所	伊丹市千僧1-1	(072) 783-1234
相生市役所	相生市旭1-1-3	(0791) 23-7133
豊岡市役所	豊岡市中央町2番4号	(0796) 23-1111
加古川市役所	加古川市加古川町北在家2000	(079) 427-9226
たつの市役所	たつの市龍野町富永1005-1	(0791) 64-3131
赤穂市役所	赤穂市加里屋81	(0791) 43-6840
西脇市役所	西脇市郷瀬町605	(0795) 22-3111
宝塚市役所	宝塚市東洋町1番1号	(0797) 71-1141
三木市役所	三木市上の丸町10番30号	(0794) 82-2000
高砂市役所	高砂市荒井町千鳥1-1-1	(079) 443-9031
川西市役所	川西市中央町12番1号	(072) 740-1111
小野市役所	小野市王子町806-1	(0794) 63-1000
三田市役所	三田市三輪2丁目1番1号	(079) 563-1111
加西市役所	加西市北条町横尾1000	(0790) 42-1110
篠山市役所	篠山市北新町41	(079) 552-1111
養父市役所	養父市八鹿町八鹿1675	(079) 662-3161
丹波市役所	丹波市氷上町成松字甲賀1	(0795) 82-1001
朝来市役所	朝来市和田山町東谷213番地1	(079) 672-3301
宍粟市役所	宍粟市山崎町中広瀬133番地6	(0790) 63-3000
加東市役所	加東市社50番地	(0795) 42-3301
猪名川町役場	川辺郡猪名川町上野字北畑11-1	(072) 766-0001
多可町役場	多可郡多可町中区中村町123	(0795) 32-2380

稲美町役場	加古郡稲美町国岡1—1	(079) 492—1212
神河町役場	神崎郡神河町寺前64	(0790) 34—0001
市川町役場	神崎郡市川町西川辺165—3	(0790) 26—1010
福崎町役場	神崎郡福崎町南田原3116—1	(0790) 22—0560
太子町役場	揖保郡太子町鷗1369—1	(079) 277—1010
上郡町役場	赤穂郡上郡町大持278	(0791) 52—1111
佐用町役場	佐用郡佐用町佐用2611—1	(0790) 82—2521
香美町役場	美方郡香美町香住区香住870—1	(0796) 36—1111
新温泉町役場	美方郡新温泉町浜坂2673—1	(0796) 82—1111

### 警察本部公告

#### 入札公告

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年2月5日

契約担当者

兵庫県警察本部長 塩川 実喜夫

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 入札件名

自動車の保管場所等に係る現地調査及び入力事務委託

##### (2) 仕様

契約担当者が示す仕様書のとおり

##### (3) 履行期間

平成25年4月1日（月）から平成28年3月31日（木）まで

##### (4) 履行場所

兵庫県警察本部の指定する場所

##### (5) 入札方法

上記(1)の委託業務について総価により入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

#### 3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 白石  
電話 (078) 341-7441 内線2252

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成25年2月5日(火)から同月19日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所  
平成25年3月19日(火)午後0時15分 兵庫県警察本部 4階入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年3月18日(月)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年3月18日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成25年2月19日(火)までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成25年4月1日(月))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の業務の総価格(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札は、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった

者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Mikio Shiokawa, Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(2) Nature of the service to be purchased:

Investigate keeping car in the field and input office work

(3) Trust period:

From April 1, 2013 through March 31, 2016

(4) Trust place:

The place that Hyogo Prefectural Police H. Q. assigns

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 February 19, 2013

(6) Deadline for tender:

17:00 March 18, 2013 by mail

12:15 March 19, 2013 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Shiraishi, Facilities Section, Accountant Division, Hyogo Prefectural Police H. Q.

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2252